

令和6年度 地域密着型 サービス等事業所集団指導

長野市高齢者活躍支援課

幸せ実感都市『ながの』



共通事項



電子申請届出システムの導入

令和6年11月より、厚生労働省が提供する「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付を開始しました。

www.kaigokensaku.mhlw.go.jp

「電子申請・届出システム」のログインにはデジタル庁が提供する「GビズID」が必要です。取得には審査が必要であり、審査期間は原則2週間程度です。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



管理者

▶ 旧

同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる

▶ 新

他の事業所、施設等の職務に従事することができる

ただし、従業者の管理、利用申込の調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行い、従業者に運営に関する基準を遵守させるよう必要な指揮命令を行うこととされているため、過剰な兼務は避けること。



感染症対策の強化（経過措置終了）

- ▶ 感染対策委員会を、おおむね6月に1回以上開催すること。
- ▶ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成すること。
記載項目：平常時の対策（事業所内の衛生管理、ケアに係る手洗い等の感染対策等）
発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、
市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等
への報告等）
- ▶ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上実施すること。



業務継続に向けた取組の強化 (経過措置終了)

- ▶ 「**感染症に係る業務継続計画**」を作成すること。
記載項目：平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立
- ▶ 「**災害に係る業務継続計画**」を作成すること。
記載項目：平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携
- ▶ 業務継続計画を周知し、研修及び訓練を年1回以上実施すること。
- ▶ 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。



認知症介護基礎研修の受講の義務付け (経過措置終了)

- ▶ 従業者に対し、**認知症介護基礎研修**を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

対象外：看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者等の資格を有する者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等



高齢者虐待防止の推進（経過措置終了）

- ▶ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催すること。
- ▶ 虐待の防止のための指針を整備すること。
記載項目：虐待の防止に関する基本的考え方、委員会等の組織に関する事項、
研修の基本方針、発生時の対応方法の基本方針、発生時の相談・報告体制、
成年後見制度の利用支援について、苦情解決方法、指針の閲覧について、
その他虐待の防止の推進のために必要な事項
- ▶ 虐待の防止のための研修を年1回以上実施すること。
- ▶ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。



居宅サービスにおける身体拘束

- ▶ 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ▶ やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- ▶ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録は、5年間保存しなければならない。



高齢者虐待防止未実施減算

- ▶ 介護報酬の基本部分から1%の減額

速やかに改善計画を市町村長に提出した後、**事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告**する。

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

→**最短でも3か月間の減算が発生。**



業務継続計画未策定減算

- ▶ 介護報酬の基本部分から1%の減額

BCP未策定の**事実が生じた月の翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで**、利用者全員について、所定単位数から減算することとする。

○経過措置

- ・ 定期巡回、夜間訪問 → **令和7年3月31日までの間**、当該減算は適用しない。
- ・ 上記以外のサービス
→ **令和7年3月31日までの間**、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合は、当該減算は適用しない。

※ **ただし、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。**



受講確認について

- ▶ 「説明動画の視聴＋資料の閲覧」及び受講確認票の提出を以て、出席となります。

- ▶ 報告方法

ながの電子申請サービス（長野市）から受講確認票の申請を行ってください。

https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=52087

- ▶ 報告期限

令和7年3月31日（月）

